

## 長崎短期大学と淮北師範大学との学術及び教育交流に関する基本協定

長崎短期大学と淮北師範大学は双方の学術及び教育交流の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

第1条 双方は相互尊重、平和互惠、友好協力の原則をもって、次の事項についての実施と発展に努力する。

- (1) 教員の交流
- (2) 学生の交流
- (3) 留学生の派遣
- (4) 学術資料、刊行物及び学術情報の交換

第2条 前条各号に関する実施方法については、別に定める。また、双方は前条各号の実現に努め、双方の学術及び教育の充実と発展に寄与するものとする。

第3条 本協定書は、淮北師範大学の学長と長崎短期大学の学長が署名した日をもって効力を発効する。

第4条 本協定書の有効期間は発効日から2年間とする。

第5条 本協定書の有効期間の満了日の6ヶ月前までに双方のいずれかが相手方に対し、文書による協定の内容の変更及び修正または解消を申し出ない限り更に2年間自動的に延長されるものとし、その後の有効期間満了の都度、同様とする。

第6条 本協定書は日本語及び中国語により各2部作成し、両文書は等しく正文とする。また、双方が各1部を保有するものとする。

長崎短期大学

学長

安部 恵美子



2017年3月15日



謝陽群

2017年3月15日